

設計等委託業務における低入札価格調査について

愛知県住宅供給公社では、工事等の更なる品質確保等の観点から低入札対策の強化を図るため、総合評価落札方式を試行する設計等委託業務においても低入札に係る失格判断基準及び調査基準価格を導入しております。

入札金額が調査基準価格に満たない場合は、愛知県住宅供給公社低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を行っております。

設計等委託業務について上記入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者又は工事監理者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとしておりますので、よろしくお願いします。

- （１） 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
- （２） 愛知県建築局が過去５か年度及び本年度４月１日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が７５点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは、建築設計、設備設計をいう。

なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。